

# 奈良県における小学簡易科の実態と分析

——『明治二十年 小学校簡易科教場設置伺 学務課』を中心に——

鎌田佳子

九四

## はじめに

初代文部大臣森有礼は、一八八六年（明治十九）四月小学校令を制定し、その第十五条で「土地ノ情況ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学校ニ代用スルコトヲ得但其経費ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘシ」、第十六条で「小学簡易科教員ノ俸給は地方税ヲ以テ之ヲ補助スルコト得」として、尋常小学校よりも簡易で授業料無償の小学簡易科制度を設立することを定めた。そして同年五月には「小学簡易科要領」<sup>①</sup>を公布した。森は近代教育制度が確立期へと向かう途上にあつて、将来の無償義務教育制度導入を見据えた上で、諸学校令の最底辺に位置したこの小学簡易科により就学の底上げを図ろうとしたのである。全国への学事巡視<sup>②</sup>における演説の中で、必ずと言っていいほど小学簡易科の重要性を述べていることから、森がこの小学簡易科にいかん力を入れ期待していたかが伺える。

それにも拘わらず、①町村からは経費負担の為に疎まれ、②民衆からは貧民学校と嫌われ、③高等・尋常小学校に比べ教育関係雑誌に取り上げられることも格段に少なかった小学簡易科の状況は、当時の社会における同科の位置付けを暗示しているように思える。結局森の期待通りには成果が上がらず、一八九一年（明治二十四）改正小学校令施行により、殆どが三年制の尋常小学校に組み込まれていくことになるのである。

本稿は、近代教育史の中で埋もれそうになっている小学簡易科にス

ポットライトを当てて、その存在意義の再考を促すことを目的とするものである。文部省年報<sup>③</sup>によると、埼玉（県）・茨城では小学簡易科が全く設置されず、一方、兵庫・福井・富山・宮崎では尋常小学校の三〜五倍の設置数があるなど、府県によって小学簡易科の位置付け、機能はまちまちであった。また、府県令において小学簡易科の条目に相違がみられるなど、各府県によりその取組方には差異がみられた。筆者は小学校令で「土地ノ情況ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ」と謳われていることに着目しており、この分野の研究を深化させていくためには、府県毎に各地方の詳細な財政事情や民情などを精査した上で、個別に各簡易科の実態を扱っていくような事例研究の積み重ねが不可欠と考えている。先行研究においてはそうしたケーススタディが充分なされているとは言いがたい。

小学簡易科の全体的な先行研究としては、田中勝文「明治中期の貧民学校—小学簡易科制度の実態研究—」<sup>④</sup>と川向秀武「小学簡易科論」<sup>⑤</sup>などがあるが、先に述べた視点にもとづき、ここでは地方における実態を取り扱った研究について整理しておきたい。

軽部勝一郎は「岩手県における小学簡易科の研究—民衆の教育要求との関わりから—」<sup>⑥</sup>で、山村と漁村の小学簡易科設置請願を用いた分析と、盛岡において宗教的慈善学校が設立されていく経緯から、小学簡易科が「女子、学校教育の後進地域、都市部における貧困層の教育要求に応え得

る教育機関であった<sup>⑧</sup>」としている。更に軽部は「第一次小学校令期の小学簡易科に関する一考察―三重県の事例に焦点を当てて―」<sup>⑨</sup>で、三重県における小学簡易科の設置は、再改正教育令期に実現をみなかった小学教場設置計画が、そのまま小学簡易科の設置に受けつがれたという仮説を提示し、その後見られる尋常小学校への変更要求の背景として、松方デフレによる経済上の階層分化の影響が見られるとしている。

生島寛信は「近代日本における児童就学の研究(Ⅲ)―山口県下における小学簡易科の実態―」<sup>⑩</sup>で、社会経済的条件との関わりを意識して研究を進め、地主制の進展度以上に、一戸当りの平均地価額や農業経営状況が簡易科普及度と密接に照応していると、事例により分析を行っている。また、就学率に着目し、簡易科設置と就学率上昇との因果関係は一概には断定できないとの見解を示している。

これら先行研究においては、特定の府県を対象としつつ、その一部の地域について、史料にもとづいた実証的な検討が進められ、様々な視点が打ち出されてきている。しかしながら、その県内全域を視野に入れた比較検討は不十分と言わざるを得ず、全く分析の及んでいない府県も多数存在する。本稿で取り扱う奈良県はまさにその空白地帯の一つである。そこで本稿では、奈良県の各戸長から大阪府知事宛に出された『明治二十年 小学校簡易科教場設置伺 学務課』<sup>⑪</sup>に所収されている各小学簡易科の設置伺を中心に、周辺史料と合わせ、奈良県全体における小学簡易科の実態調査と分析を試み、奈良県において小学簡易科がどのような役割を担っていたのか、それをどう評価すべきか検討を行うこととする。

## 一・明治二十年 奈良県における小学簡易科の実態と分析 (一) 『明治二十年 小学校簡易科教場設置伺 学務課』の分析から

明治十九年十一月 府令第三十七号によって大阪府小学簡易科教場規則<sup>⑫</sup>が定められたのに伴い、奈良県では同年十二月から翌二十年十一月にかけて、各戸長から大阪府知事建野郷三宛に「小学簡易科教場設置伺」<sup>⑬</sup>が一二三件出されており、『明治二十年 小学校簡易科教場設置伺 学務課』として綴られている。本節では、この伺綴りから小学簡易科設置当初における実態を分析する。

分析に先立って、奈良県の地形と、当時の行政区であった四郡役所管轄地域(図1参照)について、簡略に説明をしておこう。紀伊半島のほぼ中央に位置する奈良県は、南北に細長く、北は平城山、東は笠置山地、西は生駒・信貴・二上・葛城・金剛の連山、南は大峯・大台ヶ原に連なる険しい山々に囲まれ、北西部に位置する奈良盆地(大和盆地)が唯一平地であり、当然人口もここに集中する。この奈良盆地を郡役所別に見ると、奈良郡役所管内のほぼ中西部、三輪郡役所管内の西端、御所郡役所管内では中北部に存在する。しかし、五條郡役所管内においては山地に遮断されて奈良盆地との接点がなく、吉野川流域に沿って僅かな平地が存在するに過ぎない。奈良県の小学簡易科について考察を行う際には、このような地形を念頭に置く必要があると考える。それでは、設置伺の分析に入っていきたい。

まず設置伺の形式であるが、これは一二三件ほぼ同形式で、①設置の目的②位置③名称④教員人数・俸額(月俸)⑤学齢児童数⑥生徒数⑦敷地面積及び所有者・校舎面積及び所有者⑧所属村戸数・人口及び学校まで



注1) 〇は、奈良盆地(大和盆地)の略位置を示す。  
 注2) 本図は『青山四方にめぐれる国一奈良県誕生物語』  
 (奈良県、1987年)138頁を参照に作成。

図一 奈良県四郡役所管轄郡略図

の最遠距離⑨年間経費収入高と項目・支出高と内訳(職員給料・職員旅費・修繕費・書籍器械等買入費・雑費の五項目)⑩校舎の略図面の十項目が記載されている。これに対し大阪府学務課からは、「按 書面之趣認可ス 年月日 知事」の発議がなされ、決済の日付が記入されている。但し、①⑩の内少しでも記入漏れ等があれば学務課より照会がなされ、所轄郡役所から回答書が提出されている。また、伺書に戸長の具申書が添えられている場合、所轄郡役所から「具申書之通り事情相違無之様被存候条 特別御認可相成候様有之度」等の進達書が添付されている。

次に、設置伺の内容を基に前記④⑤⑨の項目毎に分析してみたい。(表一A～G参照)

#### ④ 教員の人数と俸給について

一・二・三校中、教員二名が僅か二校、他はすべて一名である。大阪府小学簡易科教場規則第三条第及び四条に基づいたもので、殆どが単級だったことになる。

俸給については、表一Aに示すように月額五円が大多数を占めている。これは五円以上と定められていたことによるものである。またこの表からもわかるが、教員一名をフルタイムで聘用することが出来ないような貧村であっても、せめて隔週で授業を行ってもらえるように教員を半額の二・五円で雇い入れるなどして、就学の道を何とか備えようとの努力が伺え、それについては学務課にても譲歩し認可している。

#### ⑤⑥ 生徒数と就学率について(表一B参照)

生徒数は二十人弱～五十人前後の小規模校が多く、就学率は三十～六十%前後となっている。簡易科の設置形態としては、高等・尋常小学校との併設型、尋常小学校との併設型、簡易科単独設置型の三形態があるが、設置伺中の学齢児童数に対する生徒人数から、尋常科との併設型は数校で殆どが簡易科単独設置であると考えられる。

#### ⑦ 敷地・建物の規模と所有者(表一C・表一D参照)

敷地の主な所有者は学校・村共有・個人である。建物の所有者は学校及び村共有が約八割で、十～二十坪前後が多数を占め極めて小規模であり、一教室以外に教坪の職員控室や生徒控室を備えるにすぎない。小学簡易科教場が狭隘であるとの批判がよく見られるが、次項で述べるように、奈良県においては小学簡易科の新設は僅かで、その多くが以前からあった小学校を資格変更し改称したものであった。当然施設は以前のまま使用しており、従来から存在した小学校が極めて小規模であったと考えざるべきだろう。

#### ⑧ 連合村数及び学校までの最遠距離(表一E参照)

表-A～F 『明治二十年 小学校簡易科教場設置伺 学務課』分析表

奈良県における小学簡易科の実態と分析

表-A 教員俸給

円/月/1人	校数
1.5	1注1)
2.5	2注2)
3	1注3)
5	70
5.5	6
6	21
6.5	1
7	9
8	9
記載無し	3
合計	123

注1) 他校簡易科教員兼任  
 注2) 1人2校を1週間毎勤務  
 注3) 他校尋常小学校教員兼任

表-B 簡易科生徒数と就学率

生徒数(人)	校数	就学率(%)	校数
1～9	3	1～9	0
10～19	22	10～19	6
20～29	23	20～29	11
30～39	23	30～39	19
40～49	23	40～49	24
50～59	15	50～59	30
60～69	7	60～69	18
70～79	4	70～79	7
80～89	1	80～89	6
90～99	0	90～99	1
100～109	1	100～109	0
記載無し	1	記載無し	1
合計	123	合計	123

注) 就学率は学齢児童数に対する簡易科生徒数の割合を算出したもの。

表-C 敷地及び建物所有者

敷地所有者	校数	建物所有者	校数
学校	20	学校	57
村共有	41	村共有	43
寺院	12	寺院	9
個人	39	個人	7
官有地	6		
不明	5	不明	7
合計	123	合計	123

表-D 建物規模

坪数	校数
1～9	5
10～19	71
20～29	29
30～39	7
40～49	3
50～59	1
60～69	2
記載無し	5
合計	123

表-E 設立連合村数・学校までの最遠距離

連合村数	校数	最遠距離(丁)	校数
単独	91	1～9	58
2	12	10～19	18
3	5	20～29	17
4	9	30～39	8
5	2	40～49	0
6	0	50～59	1
7	2	60～69	0
8	0	70～79	0
9	1	80～89	0
10	0	90～99	1
11	0	記載無し	20
12	1		
合計	123	合計	123

注) 聯合村立の場合は聯合村中の最遠距離を表し、全て丁単位に換算した。1丁は約109m。

表-F 経費収入額及び収入科目

経費収入(年額・円)	校数	収入科目	校数
24	1	村費	88
30～39	3	村費・雑	17
40～49	2	村費・学資利子金・戸別割	1
50～59	0	村費・寄付金	1
60～69	22	村費・学資利子金	2
70～79	31	学資利子金・雑	10
80～89	20	村費・学資利子金・雑	1
90～99	21	村費・戸別割	2
100～109	9	記載無し	1
110～119	7		
120以上	6		
記載無し	1		
合計	123	合計	123

一二三校中、単独村での設立が九一校と大多数を占め、且つ約半数が学校までの最遠距離約一kmであることから、通学の利便性を計り地元で設立したものと考えられる。

⑨年間経費収入額と収入科目（表―F参照）

表を見ると、年間経費収入額は六十円〜百円前後と定めたものが多い。教員俸給月額五円が大多数を占めている割には各校により差がある。設置伺を調査する限りにおいて、連合村数や生徒数等に関係なく、各戸長役場において同額に設定したのではないかと考察する。収入科目については、「其経費ハ区長村費ヲ以テ支弁スヘシ」と定められているが、村費のみで賄っているのは八八校で、他は学資利子金・雑収入・寄付金・戸別割等をプラスしている。また、村費を全く使わず学資利子金と雑収入のみで運営されている学校が十校認可されており、<sup>⑮</sup>経費の捻出に苦慮していることが伺える。支出では教員俸給が大半を占め、これでは最低限の備品や教材さえも不足したであろうが、以前からの小学校が小学簡易科になったのであれば、それらは継続使用できて何とかやりくりが可能だったのであろう。

では次に、四郡役所別に詳しく見ていくことにしよう。

(二) 五條郡役所部内における実態

まず、表―1を参照していただきたい。明治二十年一二三校の小学簡易科設置伺の内、五條郡役所部内の吉野郡が、八三校と圧倒的多数を占めている。しかも、他の郡役所部内では分校を設置しているにも拘わらず、五條郡役所部内において分校は一校も無く、この体制が明治二十四年の改正小学校令施行まで続くのである。このような特徴を俯瞰しつつ、部内における実態を多方面から検証してみる。

部内における新設の小学簡易科は、管見の限り僅かに二校にすぎず、

殆どが従来の小学校を資格変更し小学簡易科に改称したものであり、従って設置形態としては単独設置であったといえる。では、何故これ程までに多数の小学簡易科が設置されたのであろうか。その理由を、設置伺中から見ることが出来る。そこには「当管理内ノ如キハ深谷僻村ニテ四隣トハ遠隔シ児童通学得難ク因テ合併シ尋常小学校ヲ設置スルコト不能候ニ付別記ノ通簡易科教場八ヶ所設置致度<sup>⑯</sup>」或いは、「今般御府令第三拾二号ニヨリ合併尋常小学校設置スヘキ之処貧困者之児童勝ニテ入学生徒数僅少ニシテ設置スル事能ハス候ニ付別紙之通り簡易科設置致度<sup>⑰</sup>」等と記されている。山間僻地の小村が多数存在する地域にあって、①合併尋常小学校への通学距離や難路の問題が不就学を増加させることへの懸念、及び合併した場合に起こるであろう校舎新増築に関する経費の問題、②尋常小学校の授業料を払えない貧困家庭による不就学の問題、この二点が簡易科設置の要因と考えられる。

次に、授業時間と夏期休業について見てみよう。小学簡易科の認可を受けて後、各校より授業時間と夏期休業について伺書が提出されていて、『明治二十年 五條部内小学校設置伺綴 学務課<sup>⑱</sup>』に一括収録されている。その内、授業時間については表―2にまとめた。授業時間は全て一日三時間となっているが、各校により始業・終業時が異なり、季節により変えているところも多々あって、地域の状況に合わせて決めたと考えられる。夏期休業は、八月初旬〜九月初旬までの七日間〜十五日間と各校により異なる。これは大阪府小学簡易科教場規則第六条によるものである。

以上の検証から五條郡役所部内においては、「土地ノ情況ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学校ニ代用スルコトヲ得」として定められた小学簡易科が、「地元の学校の存続」による「就学の継続」に繋がったと言えるのではないだろうか。更に、授業料無償で一日三時間という簡易な

表一 1 奈良県 4 郡役所別 明治 20 年小学校設置回数 及び 明治 21 年～明治 23 年小学簡易科教場設置回数・校数

郡役所名	所轄郡名	明治 20 年			明治 21 年			明治 22 年			明治 23 年		
		高等小学校	尋常小学校	小学簡易科	設置	廃止	校数	設置	廃止	校数	設置	廃止	校数
奈良郡役所	添上	5	32	0 (0)	6	0	6	0	6	0	1	5	
	添下	6	23	1 (1)	5	2	4	1 (1)	3	2	0	2	
	山辺	4	35	4	7	0	18	1 (1)	0	19	0	17	
	平群	1	12	4 (1)	1	0	5	0	0	5	0	5	
	広瀬	0	6	0 (0)	0	0	0	1	0	1	0	1	
小計		16	108	24	19	2	33	3 (2)	3	33	0	30	
三輪郡役所	式上	2	8	3	1	0	6	1	0	7	0	7	
	式下	1	6	2	0	0	1	0	0	1	0	1	
	十市	3	13	1	2	0	4	0	1	3	0	3	
	宇陀	3	19	9	0	0	3	2	0	5	0	3	
小計		9	46	15	3	0	14	3	1	16	0	14	
御所郡役所	葛上	0	8	5	1	1	4	0	1	3	0	3	
	葛下	0	10	9	0	0	4	0	0	4	0	3	
	忍海	0	1	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高市	1	11	8	0	0	2	0	0	2	0	2	
小計		1	30	22	1	1	10	0	1	9	0	8	
五條郡役所	吉野	1	72	0	15 (2)	1 (1)	97	6	1 (1)	102	0	102	
	宇智	1	13	0	1	0	4	0	0	4	0	4	
小計		2	85	0	16 (2)	1 (1)	101	6	1 (1)	106	0	106	
合計		28	269	61	123 (22)	39	138	12 (2)	6 (1)	164	0	158	

注 1) 明治 20 年小学簡易科数の内、( )内は被差別部落地区設置数を表す。

2) 明治 21 年～23 年の設置数には尋常小学校から小学簡易科へ資格変更認可のもの、廃止数には小学簡易科から尋常小学校へ資格変更認可のものを含み、( )内はその数を表す。

3) 文部省年報 (明治 20 年～23 年分) に記載の簡易科校数及び就学児童数 明治 20 年：123 校・4, 807 人 明治 21 年：223 校・6, 271 人 明治 22 年：162 校・7, 182 人 明治 23 年：155 校・6, 539 人

明治 21 年は、本表と 65 校の差がある。これについては、前年設置の分校 61 数が簡易科に加えられたのではないかと、更に明治 22 年に文部省年報では前年比 61 校の減少になっており、分校が簡易科ではないことに気づき、尋常科に入れたのではないかと推察する。また、明治 22 年に 61 校の減少にも拘わらず、就学児童数が 911 人の増加、明治 23 年に 7 校の減少に対し、就学児童数が前年比 643 人の減少等、小学簡易科であることから、これらの数字には疑問であり、今後更なる調査が必要である。

4) 本表参考文献

- 『明治二十年 小学校簡易科教場設置向 学務課』・『明治二十年 五條郡内小学校設置向 学務課』・『明治二十年 御所郡内小学校設置向 学務課』
- 『明治二十年 三輪郡内小学校設置向 学務課』・『明治二十年 奈良郡内小学校設置向』・『明治二十年十二月 小学校設置向 学務課』・『自明治二十二年至同 [明治] 二十三年小学校設置向 綴』
- 『明治二十年十二月調 小学校設置変更向 学務課』・『明治二十二年一月小学校設置変更向 学務課』・『明治二十三年 小学校設置変更向 学務課』
- 『明治二十一年以来 小学校廃止向 学務課』・『明治二十二年起 学校設置関係書類 添上外 4 郡役所』・『学校設置関係其他必要書類 以上、奈良県庁文書。』
- 『文部省第十五年报』(明治 20 年分)～『文部省第十八年报』(明治 23 年分) (宣文堂書店、1967 年)
- 吉田栄二郎 「奈良県における明治二十四年の部落学校分離反対運動一露頭する水平社への鉄脈」(『研究紀要』第 3 号、奈良県立同和問題関係史料センター 1995 年)

表-2 五條郡役所部内 小学簡易科授業時間一覧及び区分表

区分	期 間 (月・時)	授業時間 (午前・時)	区分	期 間 (月・時)	授業時間 (午前・時)
A	毎日	9~12	G	4/ 1~ 5/ 3	8~11
B	4/ 1~ 4/30	9~12		6/ 1~ 8/31	7~10
	5/ 1~ 7/25	8~11		9/ 1~ 9/31	8~11
	7/26~ 9/10	7~10		10/ 1~ 3/31	9~12
	9/11~ 9/30	8~11		H	4/ 1~ 6/30
10/ 1~ 3/31	9~12	7/ 1~ 9/30	8~11		
C	4/ 1~ 5/31	8~11	10/ 1~ 3/31		9~12
	6/ 1~ 8/31	7~10	I	4/ 1~ 4/30	8~11
	9/ 1~10/31	8~11		5/ 1~ 7/25	7~10
11/ 1~ 3/31	9~12	7/26~ 9/10		8~11	
D	4/ 1~ 4/30	9~12		9/11~ 9/30	9~12
	5/ 1~ 9/30	8~11	10/ 1~ 3/31	10~13	
	10/ 1~ 3/31	9~12	J	毎日 授業	8~10
E	4/ 1~ 6/30	9~12		遊歩	10~10:30
	7/ 1~ 9/30	8~11		授業	10:30~11:30
	10/ 1~ 3/31	9~12	註1) 8月30日、10月30日と記載 については、8月31日、10 月31日に統一した。		
F	4/ 1~ 4/30	9~12	註2) 本表は奈良県庁文書『明治 二十年 五條部内小学校設置 何綴 学務課』より作成。		
	5/ 1~ 7/20	8~11			
	7/21~ 9/10	7~10			
	9/11~ 3/31	9~12			

制度が、女子に就学の機会を与えたとも考えられるのである。  
では、従来の小学校制度に比べ簡易な教育内容が、村民に抵抗なく受  
け入れられたのであろうか。次の史料は、小学簡易科教場設置の認可後、  
実施までに尋常小学校に資格変更したもので、戸長より大阪府知事宛に  
出されたものである。<sup>20)</sup>

〔史料一〕 宇智郡西阿田村外五ヶ村 簡易科教場

(前略) 明治二十年一月十四日小学簡易

科教場設置御伺ニ全月廿六日ヲ以テ御認可相成

然ルニ全年二月二日御訓令ヲ以テ教員月俸御訂

正相成即尋常小学校経費幾分ノ減額ニテ設置セ

ラル様被存然リ而セハ当管内ノ如キモ尋常小学

校設置致度候條右簡易科教場ヲ別記ノ通尋常小

学校ニ更正相成度取調書相副此段相伺候也

明治二十年三月

(傍線筆者付加、以下同)

史料中傍線部は、府令第十八号<sup>21)</sup>「尋常小学校訓導ノ中初等師範学科卒業  
証書ヲ有スルモノニ限り月俸拾円以下六円以上支給スルコトヲ得」のこ  
とである。小学簡易科の認可を受けたものの尋常小学校教員の最低月俸  
が減額されたので、すぐに尋常小学校に資格変更したのである。明治二十  
年に同じ理由で同様の動きをした学校が吉野郡内に二十校あつて、尋常<sup>22)</sup>  
小学校教員月俸を六円或いは七円として届け出ている。尋常小学校に小  
学簡易科を併設する程の財力のない山間僻村にとつて、簡易科教育によ  
る就学率の向上か、より充実した尋常科による教育内容の向上か、揺れ  
動く教育現場の状況が現れているといえる。

ここで、次項で述べる他の三郡役所には尋常小学校附属分校が設立され  
たのに、部内には全く無かつた理由を考えてみたい。当時、小さな自治体  
が即ち「村」であり、五條郡役所内の吉野郡は特に山間僻地で、「村」自  
体が小規模で戸数も学齢人数も少数であつた。その中で比較的規模の大き  
いところは尋常小学校を設置出来たが、山間に点在する小規模村は不景気  
の影響もあつて資力・民力に乏しく、連合して新增築するだけの資金はな  
く、前述したように遠隔且つ坂路で通学困難による就学減少が懸念され、  
既存の小学校を小学簡易科にして存続を計つたものと考察する。

(三) 御所・三輪・奈良郡役所部内における実態

表-1に示すように、御所郡役所部内においては、高等小学校一校・

尋常小学校三十校・尋常小学校附属分校二十二校・小学簡易科十校となっている。ここで、分校設置について検討してみよう。次の史料は、分校設置について郡長から知事及び代理書記官宛に伺出したものである。<sup>23</sup>

〔史料一〕

従来在新庄柳本ノ二戸長役場管理内ニ於テ二小学校設

置罷在候所客年府令第三十二号第一条及第四条ニ基キ二小

学校ハ之ヲ廢止シ更ニ二戸長管理聯合シ新庄小学校

ヲ設置シ旧柳本小学校ハ当分ノ内分校ノ名義ヲ以テ存置

致右御認可相成度此段及稟申候也

前述五條郡役所部内とは異なつて、尋常小学校附属分校にすることによつて、従来の小学校の維持を計つたのである。

三輪郡役所部内では表―1に示すように、高等小学校九校、尋常小学校四十六校、分校十五校、簡易科十一校で、分校設置については前述の御所郡役所部内と同様と考えられる。

次に奈良郡役所部内について見てみよう。表―1の示すように高等小学校十六校、尋常小学校一〇八校、分校二十四校、簡易科十六校で圧倒的に尋常小学校が多い。

分校設置については、「該地方ハ山間僻邑ニシテ到底現在ノ四ヶ小学校ヲ合一スル能ハサルモ若シ之ヲ合一スルニ於テハ却テ児童ノ就学ヲ遮断スルカ如キニ似タリ」と、山間部に於ては通学距離と坂路の問題が分校設置に繋がっている。そして、「生徒ノ不便尠カラズニ付一年生二年生ハ旧山田校ノ地位ニ於テ分校ヲ設ケ教授為致其餘三年生以上ハ本校へ通学ノ見込ニ有之」とあるように、地方の状況により①四年間分校へ通学、②一～二年生のみ分校へ、三～四年生は本校へ通学の二つの設置形態があったことがわかる。また、全て既存校を分校にしたもので新設の分校はない。

小学簡易科については、設置中の学齢見人数に対する生徒人数から、十六校の内、併設校は四校、単独設置校が十二校で、東部山間地帯に設置された山辺郡の十一校は全て単独設置校と推察する。ここでも、山間部に於ける通学距離と貧困が簡易科設置の要因と言えるだろう。

さてここで、被差別部落地区における小学簡易科設置事情について見ていこう。表―1に示すように三輪郡役所内では十一校の内五校、奈良郡役所内では十六校の内五校が被差別部落地区に設置されている。設置伺には「概シテ貧困者ノミ全村中人情ヲ異ニシ事実合併致シ難ク」と戸長が書いており、これに郡長名で「徒来之実況等取調候処同村方ハ戸長具申之通旧穢多ニシテ一村拳テ貧窮到底完全之教育受クヘキ者ニ無之候」と副伸書が添付、更に郡役所名にても「副申致候条宜御取斗相成度」と添えられていて、学務課からは「別紙開申書調査候処不得止様思量候条」と回答されている。三輪及び奈良郡役所部内における十校の被差別部落地区小学簡易科設置伺の全てに、同様の内容が記載されているのである。

よつて既存の小学校を簡易科に変更設置したものと考察する。ところが御所郡役所部内においては、戸長及び役所からの上申書には前述のような内容は記載されておらず、①貧困、②民状適度の教育の2点を設置理由としているが、御所郡役所部内の小学簡易科十校全部が被差別部落地区の学校だったことから、戸長役場や郡役所においては、近村尋常小学校との合併など毛頭考慮になかったとも考えられる。

以上のことから、身分解放令が出て二十年足らず、差別が歴然と残る中で、被差別部落地区における小学簡易科の設置意義は次のように考えられよう。第一に、たとえ就学率が低かったとしても、授業料無償として地元の学校での就学の継続がなされたこと。第二に、近村尋常小学校に合併した場合を想定すると、この簡易科の設置により就学児童達が周

困の差別から守られたと考えられる。少なくともこの二点において、小学簡易科には重要な意味があり、先行研究のように「意味がなかった」との一言では片付けられない意義を有していたことがわかる。もつともその反面、根強い差別感が残る結果になったことも事実であり、この件については更なる検討が不可欠であると考えられる。

以上、明治二十年小学簡易科設立当初における実態と分析を試みた。次節では、翌二十一年以降について見ていくことにする。

## 二、明治二十一年以降の小学簡易科

### ―設立・廃止・変更伺から見えてくるもの―

#### (一) 明治二十一年～同二十三年の小学簡易科の動き

##### ―設立と廃止―

本節では、明治二十一年以降の動きについて見ていくことにする。表1-1に示した通り、明治二十一年には三九校、翌二十二年には十二校の設置伺が出されている。この内注目すべきは、明治二十一年に都市部である奈良郡役所部内と山間部である吉野郡に多く設置されていることである。更に奈良郡役所部内における併設の設置伺には、「日々出席生徒に至リテハ百中三拾四五名ノ比例ニ有之候於是之カ實際ヲ調査候処何レモ授業料ノ負担ニ難耐為ニ就学シ能ハサルモノニ有之就テハ小官管理ニ係ル左記尋常小学校内ニ簡易科教場ヲ併置シ之レカ普及ヲ相図度<sup>31)</sup>」と記されている。これは、郡長から知事宛に出されたもので、住民からの願いではなく何とか就学率を上げる為の官主導によるものであり、これらの併設校が後に問題となつて来るのである。

それでは次に廃止に至る理由を『明治二十一年以来 小学校廃止伺綴

学務課<sup>32)</sup>から探ってみよう。奈良郡役所部内西九条小学簡易科は併設校であるが、「追々尋常科ニ就学シ自今簡易科ニ登校スル者殆んど無之<sup>33)</sup>」と上申している。表1-1に示す通り、部内では八校が廃止となっているが、内七校が併設校である。三輪郡役所部内では、明治二十二年の二校は前年に併設校として設置され、廃止の理由は前記奈良郡役所部内と同様である。御所郡役所部内では、一校が村称廃止となった為、他の二校は「生徒僅少」及び「経費支出困難」をその理由としていて、この内一校は併設校である。五條郡役所部内に於ては小学簡易科が合計一〇八校設置されているにも拘わらず、管見の限り一〇八校中単独設置が一〇三校で併設は僅か五校、廃止は尋常小学校への資格変更した単独設置の二校のみである。

以上のことから、県下全域で一七四校の小学簡易科が設置されているが、その内廃止となったのは僅か十六校で、殆どが尋常小学校との併設校であり、廃止に至る原因は、簡易科へ通学する生徒が少なく、且つ併設による経費負担に耐えられなくなった為と考えられる。ここでは就学率を上げる為の官主導による設置が、空回りをしたと考えられるのではないだろうか。

#### (二) 揺れ動く教育現場―資格変更伺から―

本項では、尋常小学校か小学簡易科かで揺れる教育現場について、川原城小学簡易科を事例として紹介しよう。

該校は奈良郡役所部内山辺郡の所轄で、明治二十年三月尋常小学校設置伺を提出して認可を受けたのであるが、二二年一月に「過般来該校生徒聯合村立小学簡易科へ追々入学相立就テハ来ル二十二年度ヨリ廃校致度<sup>34)</sup>」と郡長より長官宛に廃校伺を出して認可され、小学簡易科となった

のである。

ところが、二三年三月山辺村長から県知事宛に上申し、「理事者ニ於テハ明治二十二年度ヨリ簡易科ヲ併置スヘキ見込ニ有之候処該聯合村会ニ於テ経費上ノ都合ニ依リ簡易科ノミ設置スヘキ議定セシヲ以既ニ認可ヲ経テ今年度ヨリ資格変更セリ」と簡易科になつた経緯を説明し、「簡易科ニ変更ノ当時所属人民一同大ニ之カ不満ヲ唱ヘ在来ノ通尋常科ニ引直サレシコトヲ理事者ニ対シ屢々申立ルモ既ニ認可ヲ経タル後ナレハ」と尋常小学校廃校が民意でなかつたことを述べ、「簡易科ハ実際情況ニ適セサルモノニシテ」と尋常小学校への資格変更を願ひ出たのである。

これについて県学務課は、同年四月郡長宛に「経費取調書ニ依ルモ充分之資力トモ難認簡易科適当地ナレハ」と回答し、前記村長の上申書を返戻したのである。そこで村長は同年五月、元村会議員と人民総代を召集して書面却下になつた旨を説明し、「資力ノ乏シキニヨリ御認可相成ラサルモノトセハ之レニ適スル丈ケノ資金ヲ募集シ」と、知事宛に再度請願書を提出して認可され、尋常小学校に再度資格変更したのである。

この事例による注視すべき点は、前項でも触れたように、明治二十一年以降に都市部で設置された尋常小学校との併設校は民意ではなく官主導によるもので、就学率を上げるための無理な工作であつたとも考えられる。併設による経費負担が問題となる様子や、資力不足が不認可の理由に指摘されたら村民が奮起して資金募集を行う等、度重なる制度改革に官民共に揺れ動く中にありつつも、教育に対する民衆の意識の高まりを垣間見る事が出来るのである。

### (三) 宗教的慈善学校設立への動き

さて最後に、小学簡易科が影響を及ぼした教育への関心の拡がりについて、宗教的慈善学校設立への動きを、次の史料から考えてみたい。

奈良県における小学簡易科の実態と分析

〔史料一三〕

当部内宇智郡五条村梁瀬作礼外五人ヨリ私立従善学校ヲ設置シ貧困ノ児童就学セシメ度旨願出当庁經由書面ハ願人新參之筈ニ有之候（中略）即今不完全ノ私立学校設置ヲ許可候件ハ貧

困ヲ元トシ続々入学不都合ヲ生スル義相認申候何レ尋常小学校建築落成候上ハ簡易科ヲ併置セシムヘキ見込ニ付其由之処ハ御聞届不相成様致度存知候間宜敷御取斗相成度及御照会置候也

明治二十年十二月廿三日 宇智郡長 玉置高良

奈良縣第二部長 大塚謙三郎殿

この史料は、先に提出された設置伺に付いての所轄郡長の意見書である。傍線部分には、役人としての立場から私立従善学校設立への警戒心が伺われて非常に興味深い。これについて県第二部長から郡長宛への照会按には、「公立学校就学生ニ影響ヲ及ス懸念アルガ為不認可ノ処分難相成ト被存候間別紙付箋ヲ為シ及御回送候条設置規則ニ抛リ充分訂正候様御命シ相成度此段申進候也追而設置後不都合ノ儀有之候ハ、其節具申相成可然」とあり、県としては認可の方針である。残念ながら設置伺は所収されておらず、また正式に認可されたかどうか不明であるが、『奈良県統計書』明治二十年～明治二十四年分の「私立各種学校教員生徒」欄には従善学校の名はなく、当時宝満寺住職であつた梁瀬作礼の子孫への聞き取り調査においても「設置した記録はない」との回答から、設立には至らなかつたと思われる。しかし、小学簡易科制度が従善学校設立機運に影響を与えたことは明白である。

実際に設立された宗教的慈善学校としては二校あり、小学簡易科の影響による教育への関心の拡がりを、僅かながら見ることが出来る。

## おわりに

小学簡易科は、森文相が諸学校令の最底辺に定めて、将来の無償義務教育制度導入を見据えた上で、近代国家形成に必要な国民教育の就学向上を図ろうとした制度である。

文部省年報や府県令により、各府県により小学簡易科設置への取組に相違がみられることから、府県毎に各地方の実態調査が必要であるという考えにもとづき、本稿はその一環として、今まで未調査であった奈良県における小学簡易科について、『明治二十年 小学校簡易科教場設置伺学務課』を中心に、周辺史料と合わせて、その実態調査と分析を試みたものである。

奈良県では明治二十年に一二三校の設置伺が提出されたが、多くは生徒数二十人〜五十人前後で単級校が殆どであり、小規模で校舎も狭い。教員月給の殆どが最低限度額の五円であり、しかもそれが、経費支出の大部分を占め、村費だけでは支弁出来ずに学資利子金・雑収入・戸別割といったものに頼らざるを得ないところもあり、学務課では実態を考慮し認可している。始業・終業時刻及び夏期休業時期・期間には地域的な対応の設定が認められており、「土地ノ情況ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ」が反映されているといえる。

この簡易科を四郡役所別に見た場合、五條郡役所部内と他の三郡役所部内とは大きく異なる点が判明した。一二三校の内八六校が奈良県の約南半分を占める五條郡役所部内にあり、殆どが従来の小学校からの改称変更である。理由としては、①明治十九年府令第三十二号により区毎に一校に統合して尋常小学校を設置するようになったが、統合した場合、遠方への通学困難の理由から不就学者増加への懸念、更に校舎新増築の必要による経費負担の懸念、②授業料を払えない貧困の問題が揚げられ

る。ここでは、小学簡易科によって地元の学校の存続と就学の継続に繋がり、更に女子に就学機会が与えられたと考察する。一方、他の三郡役所部内では、区内に一校の尋常小学校を設置し、他は分校として尋常科の制度を維持したのである。それ故、五條郡役所部内と比べ簡易科の設置校数が少ない。

被差別部落地区における小学簡易科設置には、「概シテ貧困者ノミ全村中人情ヲ異ニシ事実合併致シ難ク」等と戸長、郡長、県学務課において同様の見解を示し、差別意識が歴然と存在することを示すものである。しかし小学簡易科によって、たとえ就学率が低かったとしても、地元の学校での就学の継続がなされ、就学児童達が周囲の差別から守られたとも考えられる。反面、根強い差別感が残る結果になったことも事実である。

奈良県において明治二十年〜二十三年に、一七四校の小学簡易科が設置され、この内十六校が廃止となる<sup>④</sup>。問題となったのは、都市部に於ける官主導の併設校で、やがて生徒数の減少と併設による経費上の理由から、尋常科に吸収され廃止となっていく。残りの殆どは明治二十四年改正小学校令施行により三年制の尋常小学校に組み込まれていくことになるが、同年十月六日奈良県令第四十号<sup>④</sup>により「小学簡易科教場ヲ尋常科に改設シタル小学校ハ当分の内明治十九年(十一月)大坂府令第三十七号小学簡易科教場規則ニ拠ルコトヲ得」と、当座は簡易科の制度がそのまま続いたのである。

森文相期の奈良県においては、県南部の山間僻地では小学簡易科が、北部の平坦部では尋常小学校の分校が、被差別部落地区では小学簡易科が、地元の学校の存続にその役割を担ったといえよう。市町村制導入で地方教育の再編成が進む中、小学簡易科制度は、就学の維持に繋がったと考えられ、更に女子にも就学機会を与えたものと思われる。

これまで小学簡易科に関する通説として、教育史上さしたる影響がなかったとされてきたが、果たしてそうであろうか。奈良県においては、表―Bに示すように就学率は低い。しかし、資本の本源的蓄積による経済事情に加えて、明治二十年の地価修正実施の折には、大阪府管内のうち奈良県（大和）だけが除外され、地租税減額には至らなかったことなど、民衆にとつては非常に厳しい経済状況に置かれた中で、合併による尋常小学校、もしくは分校が設置された場合の就学状況を想定した時、小学簡易科が地元設置されたからこそ、これだけの就学が維持できたと考えられるのである。「土地ノ情況ニ依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ」の条文にそつて設置されたものであり、小学簡易科を正面からのみ捉え就学率を重点に視点を置くのではなく、各地方全体の詳細な実態調査を通して、側面あるいは裏面から数字に表れてこないものを汲み上げていく視野が必要ではないだろうか。

## 注

- ① 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第三卷（教育史料調査会、一九三八年）四十二頁
- ② 森文相の学事巡視については、拙稿「森有礼の学事巡視―その行程をめぐって―」（立命館大学人文学会『立命館文學』第六一八号、二〇一〇年）を参照していただきたい。
- ③ 『文部省第十五年报』～『文部省第十八年报』「統計」（宣文堂書店、一九六七年）
- ④ 例えば、山口県令第四十七号（明治十九年）第三条「小学簡易科ハ貧人ノ子弟多キ土地ニ之ヲ置キ」（山口県立図書館所蔵『学令類纂』七十頁）、京都府令第三十八号（明治二十年）第六条「郡ノ町村立尋常小学校及分校ニ於テ尋常小学科ヲ授クル児童ノ外授業料ヲ納ルコト能ハスシテ就学スヘキ児童六十名以上ニ及フトキハ小学簡易科ヲ併置スヘシ」（京都府立総合資料館所蔵『京都府府令達要約第八編 上巻』百二十二頁）等

- ⑤ 田中勝文「明治中期の貧民学校―小学簡易科制度の実態研究―」（教育史学会紀要編集委員会編『日本の教育史―教育史学会紀要―』第8集 文生書院、一九六五年）
- ⑥ 川向秀武「小学簡易科論」（『人文学報』No.八二 東京都立大学人文学部、一九七二年）
- ⑦ 軽部勝一郎「石手県における小学簡易科の研究―民衆の教育要求との関わりから―」（『地方教育史研究』全国地方教育史学会、二〇〇二年）
- ⑧ 前掲書三〇頁
- ⑨ 軽部勝一郎「第二次小学校令期の小学簡易科に関する一考察―三重県の事例に焦点を当てて―」（『熊本学園大学論集「総合科学」』熊本学園大学、二〇〇七年）
- ⑩ 生馬寛信「近代日本における児童就学の研究（Ⅲ）―山口県下における小学簡易科の実態―」（『研究論文集』第三二集 第二号（I）佐賀大学教育学部、一九八四年）
- ⑪ 奈良県は明治九年堺県に合併になり、同十四年堺県が大阪府に合併されたのに伴い大阪府となり、同二十年十一月奈良県再設置となる。本稿では、大阪府所属時代も含めて奈良県と記す。
- ⑫ 奈良県庁文書（本文及び表中、参考文献の奈良県庁文書は、全て奈良県立図書館所蔵である。）
- ⑬ 大阪府小学簡易科教場規則
  - 第一条 修学年限ハ三ヶ年トス、
  - 第二条 学科ハ読書作文習字算術トシ其程度ハ別表ニ依ル、但毎年生ノ細程度ハ其進否ニ依リ之ヲ伸縮スルトヲ得
  - 第三条 児童六十人以下ノ場合ニ於テハ学級ヲ分ツコトヲ得ス、
  - 第四条 児童八十人ニテハ教員一名ヲ以テ教授スルコトヲ得、但学級ヲ分ツトキハ其級数ニ応シ教員ヲ置クヘシ
  - 第五条 授業時間ハ一週十八時一日三時トシ土地ノ情況ニヨリ、昼間若クハ夜間ニ於テ之ヲ定メ知事ノ認可ヲ経ヘシ、
  - 第六条 休業日ハ日曜日大祭日氏神祭日及冬期休業（自十二月二十五日至一月十日）トシ夏期休業ハ土地ノ情況ニ依リ日数十五日以内適宜之ヲ定メ知事ノ認可ヲ経ヘシ、

第七条 入退学手続并試験方法等ハ総テ小学校規則ニ準拠スルモノトス、

〔大阪府教育百年史 第三卷 史料篇(二) 六八頁〕

⑭ 『明治二十年 小学校簡易科教場設置伺 学務課』中、明治二十年四月三十日付学務課から奈良郡役所宛の照会案に「簡易科教員ノ俸給額五円以上二付四円以下ノモノヲ聘置スルハ不都合候条五円以上ノモノト引替」とあり、簡易科教員の月俸は五円以上と定められていたと考察する。

⑮ この内、高原・迫・西河・東川・白屋小学校簡易科は、林業の不景気をその理由にしている。

⑯ 奈良県庁文書『明治二十年 小学校設置区域並校数指定伺』「吉野郡寺戸村外十二ヶ村戸長管理内」

⑰ 府令第三拾貳号 小学校の設置区域及位置○第一条 小学校の設置区域ハ区ハ一区郡ハ一戸長管理部内の町村を通じて之を学区と定む(但郡に於てハ学区を聯合して小学校を設置せしむることあるべし)○第二条 小学校に於てハ尋常小学校若クハ高等小学校を置き之を併置することあるべし(但土地の情況に依り小学簡易科を設けんとするときハ其由を申して当廳の認可を受くべし)○第三条 区ハ一学区に高等小学校を設くるもの一校以上尋常小学校を設くるもの数校とす 郡ハ一学区に尋常小学校を設くるもの各一校及一学区若しくはハ数学区聯合して高等小学校を設くるもの各一校とす ○第四条 区の学区にして既設の小学校合併を要するときハ当廳より之を指定す 郡に於て一学区中既設の小学校二校以上あるものハ之を合併して一校となすべし其の合併の手続ハ當廳の認可を受くべし若し児童の通学不便にして合併し難きもの等ハ其事実を具して當廳の認可を受くべし ○第五条 小学校の位置ハ合併を要するもの、外総て舊による(但合併を要するもの若くハ新設に係るもの、位置ハ別に之を指定す)(大阪府録事 明治十九年十一月六日朝日新聞掲載)

⑱ 奈良県庁文書『明治二十年 小学校設置区域並校数指定伺』「吉野郡汗入村外六ヶ村戸長役場」

⑲ 奈良県庁文書

⑳ 奈良県庁文書『明治二十年 小学校設置区域並校数指定伺』「学校資格更正伺」

㉑ 奈良県庁文書『二十年 府令』

㉒ これらは、明治二十年小学校簡易科教場設置伺校数には含まない。

㉓ 奈良県庁文書『明治廿年一月 学校設置二係ル書類 学務課』「新庄尋常小学校設置及区域伺之件」

㉔ 奈良県庁文書『明治二十年 小学校設置区域並校数指定伺』「学乙第六号」

㉕ 前掲書「分校設置御伺」

㉖ 同「簡易科設置開申書」

㉗ 同「第六〇六号」

㉘ 同「学第一四九八号」

㉙ 同「小学簡易科教場設置之件」

㉚ 小学簡易科以降の被差別部落地区小学校については、吉田栄二郎「奈良県における明治二十四年の部落学校分離反対運動―露頭する水平社への脈脈―」(『研究紀要』第3号、奈良県立同和問題関係史料センター 1995年)に詳細な研究がある。

㉛ 奈良県庁文書『自明治二十年十二月至同二十二年十二月 小学校位置指定分離伺 学務課』「学甲第四〇号」

㉜ 奈良県庁文書『明治二十一年以来 原案綴 学務課』「内訓第十二号」明治二十二年三月、知事から各郡長及び戸長宛に、小学簡易科の重要性と普及について内訓。

㉝ 奈良県庁文書

㉞ 前掲書「学第五四号」

㉟ 奈良県庁文書『学校設廃関係其他必要書類』「学甲三号」

㊱ 奈良県庁文書『明治二十三年 小学校設置変更伺 学務課』「山辺郡川原城小学簡易科教場」

㊲ 前掲書「学第一六八号」

㊳ 同 明治廿三年五月九日付 山辺村長中西小七郎 開申書

㊴ 奈良県庁文書『明治二十一年ヨリ同二十三年十二月至ル 私立諸種学校設廃伺綴 学務課』「号外」

㊵ 前掲書「学第廿六号」

㊶ 奈良県庁文書

㊷ 奈良郡役所部内奈良町元興寺内の三餘学校、同部内北生駒村滝寺内に設

置の慈愍学校の二校

- ④③ 他に明治二十二年十津川大水害で三校が閉校となるが、明治二十四年（二十五年に再校している）。
- ④④ 奈良県庁文書『明治二十四年 奈良県公文録 県令・訓令』
- ④⑤ 『青山四方にめぐれる国―奈良県誕生物語―』（奈良県、一九八七年）  
二〇一頁

（本学大学院科目等履修生）